

「市民活動支援事業」を 2 次募集 ～活動の際に必要な経費の一部を助成します～

「市民活動支援事業」の平成 27 年度の 2 次募集を開始します。この事業は、福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成、その他社会貢献に係る分野で活動する団体に対して、活動の際に必要な経費の一部を助成するものです。

1 支援の対象となる団体

- ① 市内に居住する者が半数以上で構成されている 2 名以上の団体であること。
- ② 団体の事務所の所在地又は代表者の住所が市内であること。
- ③ 市内において社会貢献にかかる分野の活動を行っている団体であること。
- ④ 団体構成員以外の人に対する活動(事業)を年間 12 日以上行うこと。

※年間とは、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

2 支援の額

- ① 事業効果が顕著であると認める事業は、1 件につき 20 万円を限度とします。
- ② ①に該当しない事業は、1 件につき 5 万円を限度とします。
- ③ 市と協働で実施する事業については、支援対象経費の 2 分の 1 に相当する額を限度として、予算の範囲内で申請ができます。

3 支援の対象となる経費

事業をするための直接経費。

例) チラシなどの印刷代、会場使用料、活動資材の購入費、郵便代など

4 申請方法

- ・ 申請書 各市立公民館・三木南交流センター・市民活動センター・市役所市民協働課窓口にある申請用紙に必要事項を記入し申請してください。
申請書は市のホームページからもダウンロードできます。
- ・ 申請期間 9月1日(火)～9月25日(金)
月曜～金曜 午前8時30分～午後5時
祝日を除く
- ・ 申請場所 各市立公民館・三木南交流センター・市民活動センター・市役所市民協働課窓口 (FAX、電子メール不可)

問い合わせ先 三木市市民ふれあい部市民協働課
電話0794-82-2000(内線2498)